

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の再交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次とおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）10条3項の規定に基づいて、令和5年12月28日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の再交付決定処分のうち、請求人の心臓機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、1級への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

1 病院と実生活の違い（病院は血液の数値）

平地を30m～40m歩くと息が切れ、約1分間の休憩。自転車は少しの坂でも上れず歩く。走ることは厳禁、自動車が一番楽、あとはバス、電車（駅まで行くのが大変）。体内植え込み型除細動器を植え込んだ当時よりも現状は苦しい。

2 心臓の現状

不整脈。拡大注意。弁の緩みクリップ2個で抑える。左室、右室の穴、肺からの血液と肺に行く血液が行き来してしまう。薬毎日15種類（午前）、7種類（午後）。肺に水が溜まりやすくなり、酸欠状態になる。

3 前回の1級の手帳の交付を求める。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年12月26日	諮問
令和7年 4月18日	審議（第99回第1部会）
令和7年 5月16日	審議（第100回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 障害程度の再認定と手帳の再交付

ア 法施行令6条1項は、都道府県知事（以下「知事」という。）は、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定により手帳を交付する場合において、その障害程度に変化が生じることが予想されるとき等（法施行規則3条）必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、指定する期日に診査を受ける旨を申請者に対し文書で通知しなければならないとする。

法施行令7条は、診査を行った市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、当該診査により手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、その旨を手帳の交付を受けた者の居住地の知事に通知しなければならないとする。

法施行令10条3項は、知事は、法施行令7条の規定による通知により、手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付した手帳と引換えに、その者に対し新たな手帳を交付することができるとする。

イ ところで、法施行令10条3項の規定による手帳の再交付は、同条1項の規定による手帳の再交付のように、申請（法施行規則7条

1項において準用する同規則2条2項の規定により法15条1項及び3項に規定する医師の診断書・意見書を添えて行われる。)に基づくものではないが、法施行令7条の規定により、市町村長は医師の診断書・意見書に基づき診査を行い、当該診査により手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときはその旨を知事に通知することからすれば、知事が行う手帳の交付を受けた者に係る障害程度の再認定の判断は、当該通知及び同通知に添付された医師の診断書・意見書の記載内容を基に、これらを総合的に考慮して行われるべきものと解される。

(2) 障害等級の認定

ア 認定基準・等級表

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべきとし、同条3項は、同条1項の障害の級別は等級表のとおりとするとする。

等級表のうち、心臓機能障害に係る部分を抜き出すと、以下の表のとおりとなる。

級別	心臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

イ 東京都における規則と認定基準

東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、及びこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）を制定し、さらに同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙「障害程度等級表解説」のとお

りとする。」と規定しており（同解説を以下「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名及び障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載されている部分は、別紙2のとおりである。

2 本件処分の検討

上記1の法令等の定め及び本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 等級表解説では、心臓機能障害について、ペースメーカー又は体内植え込み型除細動器を植え込んだものについては、当該植え込みから3年以内に再認定を行うこととされているところ（別紙2・第4・3・(4)）、請求人は令和2年10月20日に体内植え込み型除細動器を植え込んでいることが認められることから（別紙1・II・7）、本件における本件障害の程度の判断は、令和3年1月14日の手帳交付時に用いられた植え込み直後の判断基準（別紙2・第4・3・(4)・ア）ではなく、再認定の際の判断基準（同・イ）に基づきを行うこととなる。

そして、再認定においては、身体活動能力におけるメッツの値が2以上4未満である場合には、「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」として等級表3級に該当する障害とされているところ（同・b）、本件診断書では、請求人の身体活動能力（運動強度）は「3メッツ」と記載されていることから（別紙1・II・9）、本件障害の障害等級は3級に該当する。

また、請求人は、臨床所見では、「息切れ」は有とされているものの、その他の「動悸」、「呼吸困難」、「胸痛」等はいずれも無とされ、胸部エックス線所見では「心胸比51%」とされている（同・1及び2）。そして、心電図所見では、「心房細動（粗動）」及び「期外収縮」は有とされているものの、心拍数と脈拍数は同数（60）であり、その他の「陳旧性心筋梗塞」、「脚ブロック」、「完全房室ブロック」、「不完全房室ブロック」、「STの低下」及び「第I誘導、第II誘導及び胸部誘導（ただし、V₁を除く。）のいずれかのTの逆転」はいずれも無とされ（同・1及び3）、活動能力の程度は「エ　家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ

以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの」（3級相当）とされている（同・6）。その他、人工弁移植、弁置換又は心臓移植後のいずれにも該当せず（同・7及び10）、体内植え込み型除細動器移植術後、適切作動なく経過しているとされている（別紙1・I・④）。

そうすると、等級表解説第4・1・(1)の基準に照らしても、障害等級1級には該当しない。

(2) 以上によれば、本件診断書の記載内容を認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害は、「自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの」（1級）に至っているとは認められず、「家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」（3級）として、障害等級3級と判断するのが相当である（別紙2・第4・1・(2)・ウ及び3・(4)・イ・b）。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張し、血液検査の数値と実生活の現状とは違っており、1級の手帳の交付を求める旨主張する。

しかし、障害等級の認定に係る総合判断は、上記1・(1)・イに述べたとおり、医師の診断書・意見書の内容に基づいてなされるべきものであり、本件診断書の記載内容等を総合して判断すると、本件障害は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級3級と認定するのが相当であることは上記2のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

4 付言

本件審査請求の結論を左右するものではないが、手帳交付時の等級内容に関する説明の必要性について、以下付言する。

本件のような処分手続について改善を要するのは、処分（特に等級認定に係る部分）の理由提示が判定基準に即して十分になされていない点である。近時の裁判例を踏まえると、手帳の交付を通じて処分決定を申請者に通知する場合であっても、等級認定に係る部分に処分性が肯定されることからすれば、処分庁による処分の適正を確保し、申請者に事後の争訟準備に向けた検討情報を提供する趣旨からも、等級判定に係る処分に際しては等級認定の結論だけではなく、判断過程に

係る説明が必要である。

少なくとも、手帳の更新に当たり従前より下位の等級で認定するなど、申請者が希望する等級とは異なる結果となることが明らかな場合には、手帳の交付とは別に、当該事案における等級認定に係る理由を申請者に具体的に書面で説明することが不可欠である。これまでも東京都における行政不服審査において、手帳の交付に関して、等級認定に関する不服が数多く申し立てられているが、そうした申立てに共通する不服は、診断書に記載された内容と認定された等級との関係を十全に理解することが困難であることに起因するものが多い。このような申請者が抱える不服や疑問を解消する上では、審査請求手続における弁明書や審理員意見書によって初めて等級認定の理由が明かされるのでは足りず、処分時（手帳交付時）に説明がなされる必要がある。

なお、等級内容に関する説明は、法や行政手続法から要請されることに鑑みれば、国から指示された書式等がないことは、上記説明を省略してよいことの理由とはならない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1及び別紙2（略）